

分煙施設の実験的設置による効果の検証に係る調査の企画・運営等業務 基本仕様書

1 業務名

分煙施設の実験的設置による効果の検証に係る調査の企画・運営等業務

2 業務の背景

本市では、望まない受動喫煙やばい捨ての防止に向けた実効性のある対策を検討している。この度、本市職員にて、喫煙者数やたばこの吸い殻数等の実態を調査したところ、喫煙所や灰皿（以下、「分煙施設等」という。）が設置されている場所【袋町公園、広島市東新天地公共広場（新天地公園）】では、設置されていない場所【広島市西新天地公共広場（以下、「アリスガーデン」という。）】に比べ、喫煙者やたばこの吸い殻が分煙施設等に集約される傾向が確認できた。この結果を踏まえ、本市では、「分煙施設の設置は、望まない受動喫煙やばい捨ての防止のための緊急的な対策として効果的である」という仮説を立てており、その検証のため、アリスガーデンに分煙施設を実験的に設置することとしている。

3 業務の目的

アリスガーデン及びその周辺において、分煙施設設置前の状況や設置後の変化等を調査し、分煙施設の設置がもたらす受動喫煙防止などの社会的効果を定量的に把握することを目的とする。

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

（ただし、予算繰越議決の上は業務期間延期を行う予定である。）

5 業務内容

(1) 調査の企画及び実施等

ア 技術士による専門的見地に基づいた調査の企画立案

イ 調査の内容（調査時間、調査方法等を含む）をまとめた「調査計画書」の作成

ウ 調査の実施並びに実施に係る準備及び片付け（調査に必要な機器、物品等を含む）

（本市が想定する調査の内容）

調査範囲	アリスガーデンを中心とし、半径200m程度（別紙参照）
調査内容	実地での目視等により以下の項目を確認し、調査範囲における分煙施設設置前後の実態変化をとりまとめる。 ・ 喫煙者の喫煙状況や受動喫煙の発生状況

	・ たばこの吸い殻のばい捨て状況 ・ 喫煙者の喫煙マナー ・ 一帯の人流や滞在者の行動態様等
実施時期及び回数	分煙施設設置前調査：平日、休日の1回ずつ（計2回） 分煙施設設置後調査：平日、休日の1回ずつ（計2回）
調査時間	科学的根拠に基づく説明が可能な任意の時間

- (2) 調査結果の取りまとめ
分煙施設設置による定量的効果等をまとめた「調査結果」の作成・提出
- (3) 業務実施に伴う打ち合わせ等
発注者に対する業務進捗状況等の報告・打ち合わせ（月1回程度）

6 業務内容に関する注意点

- (1) 調査の詳細な内容については、発注者と受注者が協議の上、決定すること。
- (2) 調査方法は、明確かつ具体的で実効性のある内容とすること。
- (3) 調査にて得られた結果について、客観的かつ論理的に証明できるものとすること。

7 業務の進め方

- (1) 受注者は、採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (2) 受注者は、業務実施に先立ち、円滑かつ効率的、効果的に業務を進めるための方法や体制等を検討し、速やかに「業務実施計画書」及び「業務工程表」を作成し、提出すること。
- (3) 受注者は、業務遂行に当たり、実施体制を整備するとともに、その内容、スケジュール等を適宜、発注者に協議し調整すること。
- (4) 受注者は、業務遂行に当たり、緊急時の連絡体制の構築等、従事者の安全確保に係る体制を整備すること。
- (5) 実地調査にあたっては、市民や来街者から不審・疑義を持たれることがないよう、腕章・たすきの携行などの所要の措置を講じること。

8 成果品

本業務の実施に当たり作成した成果物（調査計画書、調査結果）を取りまとめた「業務実施報告書」を作成し、提出すること。

- (1) 電子納品※₁により、以下の成果品※₂を提出すること。

ア 業務実施報告書

イ その他、発注者が指示するもの

※1 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果品

を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下、「手引き」という。）に基づいて作瀬したものを示す。電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

※2 成果品は手引きに基づいて作成した電子データ（A4版 PDF形式及びMicrosoft Word形式）を電子媒体（CD-Rを原則とする。）で1部提出すること。

(2) 納入場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市 企画総務局 総合調整課

9 特記事項

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託してはならない。
- (3) 発注者は、必要があると認めたときは、業務の実施状況を調査することができる。
- (4) 受注者は、広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うこと。
- (5) 受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た事項、業務内容に関する情報全てについて、秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

なお、本契約終了後も同様とする。

- (6) 業務上受注者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受注者の負担とする。
- (7) 本業務の実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、発注者に発生原因・被害状況等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担しなければならない。
- (8) 本業務の実施に際し、受注者が提出した成果品に係る諸権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (9) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとし、協議後は、受注者が協議録を作成し、提出すること。